

三重県入札等監視委員会 審議概要(令和7年度 第2回)

開催日時	令和7年9月5日(金曜日)10時00分から12時00分まで	
開催場所	三重県合同ビル 6階 G601会議室	
出席委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡島 賢治 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也	委員5名中5名出席
審議対象期間	令和7年4月1日から令和7年6月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降のとおり	次頁以降のとおり
委員会による意見の具申 または勧告の内容	特になし	

三重県入札等監視委員会 令和7年度 第2回定例会

意見・質問

回答

1 報告事項

入札参加資格停止等の運用状況一覧表

・指名停止の近隣県の状況について、工事関係者事故による指名停止期間の説明があったが、死亡事故の場合の指名停止期間はどうか。

・工事関係者事故には死亡事故も含まれているので、怪我だけでなく死亡事故の指名停止期間も2週間以上となる。

・近隣県等の死亡事故による指名停止期間も2週間となっているのか。

・2週間以上となっている。

・近隣県等の指名停止の運用として死亡事故は重く設定してある、むしろ上限に近いということはないのか。

・近隣県等では死亡事故による指名停止として2週間とした例がある。

・指名停止の運用状況一覧表では5者に排除措置命令、うち4者に課徴金納付命令と説明にあるが、今回指名停止の対象となった2者は後者の4者に該当しているのか。

・そのとおりである。

・排除措置命令と課徴金納付命令の両方が課されているということだが、今回指名停止の期間を下限の1か月とした理由は何か。

・排除措置命令で1か月、課徴金納付命令で1か月、合わせて2か月が原則となるが、要領では課徴金減免制度が適用される場合は指名停止期間をその2分の1にすると規定されている。このため、今回は2か月の半分の1か月としている。

・2つの命令が課された場合に指名停止期間を半減するというのは、死亡事故や怪我の場合も該当するのか。

・独占禁止法違反のみである。

・前回の委員会では指名停止期間を加算したという話があったが、今回との違いは何か。

・今回の指名停止期間は公正取引委員会の減免制度が適用されたため、指名停止期間を2分の1とした。
・前回の委員会で報告した案件は建設業法に基づく監督処分によるもので、指示処分と営業停止処分の両方を受けていたので、各々の指名停止期間を加算した。

低入札調査一覧表

該当案件なし

—

談合情報一覧表

該当案件なし

—

意見・質問	回答
<p>1者入札契約一覧表 入札不調一覧表</p>	
<p>・1者入札と入札不調に関し全般的な傾向として、県土整備部よりも農林水産部の方が多いようだが、4月、5月においては農林水産部が平準化を意識して発注した結果、1者入札が多く発生したのか。</p>	<p>・県土整備部では7月から9月の発注件数が多くなっているが、4月から6月に発注していないということではない。</p>
<p>・4月から8月にかけて農林水産部のみ1者入札が発生したように見えてしまうのか、それとも県土整備部も、平準化のために4月から8月にある程度の工事を発注した結果この状況なのか。</p>	<p>・平準化については、県土整備部において年間の平均契約件数を1とすると、4～6月は0.9程度である。農林水産部については0.6程度なので、4～6月の発注は少ない傾向にある。</p>
<p>・1者入札や入札不調は入札意欲が低いことの指標である。小規模な工事をまとめて発注する等、工夫していることはあるのか。</p>	<p>・小規模な工事が比較的1者入札や入札不調になるということは、過去の傾向から把握している。機械器具設置工事において、当初ポンプ1台で入札不調だった案件を合冊して規模を大きくし再公告することで入札が成立したという事例もある。</p>
<p>・現場条件等で入札に不利が生じるのであれば、現場条件が難しい工事に何点か加点があるというような入札制度上の工夫で参加者数の確保を考えていくのも一つあると思う。何か工夫して欲しい。地域の企業の活性化に直接繋がる場所なので、お願いしたい。</p>	<p>・工事規模に関わらず離島で作業船が必要となる等、現場条件が1者入札や入札不調の要因となることもあるので、引き続き分析等をしていきたい。</p>
<p>・全国平均を見ると、令和3年から令和5年において、入札不調の発生率が特殊法人以外は年々下がっているが、三重県の場合はどのような変化となっているのか。</p>	<p>・発生率は2～3%の間を推移しており、大きく変化していない。</p>
<p>・三重県の令和6年度の入札不調の発生率は2.9%で、全国平均や国等と比べても低いが、三重県の発生率が低い理由というのはいか。</p>	<p>・三重県は公共工事への依存度が高いことが要因の1つと考えている。 ・東海4県で愛知、岐阜、三重の発生率は大体3～4%程度だが、静岡県は10%程度と少し高い。地域性や公共工事への依存度もあると考えるが、詳細な状況まで分析できていない。</p>
<p>・三重県において入札不調がそれなりにあると思っていたが、他県等の発生率と比べてあまり高くないので、これからもこの状況を継続し、さらに下げたいと思う。</p>	<p>・引き続き努力していく。</p>

意見・質問	回答
2 入札・契約抽出事案の審議について	
番号1 三雲南部地区 農村地域排水対策事業 中原排水機補修更新その2工事[松阪農林事務所]	
・見積徴収型の入札であるが、見積は今回の落札業者以外からも徴収しているのか。	・複数者に見積を依頼したが、見積書を提出したのは落札業者の1者のみであった。
・過年度の類似案件も見積徴収型とのことだが、見積の提出はどのような状況であったか。	・今回と同様に1者のみであった。
・見積徴収型とせず、発注機関が金額を算出することは可能なのか。	・多くの機器は積算することが不可能であるので、見積徴収型にせざるを得ない状況である。
・入札も見積も1者しかいないと業者が分かった状態で見積を出してきて、そのまま入札を行うと言いき値がおとされると思われるが、発注機関の方で見積内容を精査して納得した上で金額設定をしているということが良いか。	・1者になるかは一般競争入札なので、入札にかけてみないと分からないと考えている。また、随意契約にしていなくてもそのような観点からであり、見積内容についても発注機関において精査して発注をしている。
・見積徴収の段階で様々な業者に声をかけているということで、入札参加者数が増える可能性を拡げているということか。	・そのとおりである。
・既存設備に対する部品交換・設備更新にあたるような機械器具設置工事について、過年度の同種工事の中で1者でなかった件数はどの程度か。	・当事務所において、ここ1年はなかったと思う。
・本案件は一般競争入札になじまない入札内容かと思う。むしろ随意契約で信頼できる業者に任せて、しっかりした設備を作るという方針で随意契約にするということも考えられるのではないか。	・今のところ、物理的に製品が他者でもつくれない訳ではない状況である。そのような可能性があるのであれば、一般競争入札とすべきと考えている。ただ、非常に労力がかかるという点から、落札業者以外は入札への参加を避けていると考えている。発注機関としては、今のところはまず一般競争入札で発注すべきと考えている。
・今回この全体事業が令和4年度から9年度にかけて行われていて、冒頭の説明でもこのポンプ工事以外の工事が今後発注されるとのことだが、工事は順調に進んでいるのか。	・工事の進捗は若干遅れ気味となっているが1～2年程度であり、今年度の計画では全体工期は令和9年度までとなっているため、次年度に工期を1～2年ほど延長することを考えている。
・今回1者入札で、本件のような工事の場合1者入札が多いという話が先ほどからも出ているが、この工事では当該の1者が多忙により入札できない場合、事業全体の期間が遅れていくことになると思うが、そのような懸念を発注機関は持っているのか、もし持っているのであれば、対策等を考えていることがあれば教えて欲しい。	・業者の方で技術者が配置できない等あれば遅れが発生すると思うが、今のところは問題ないと考えている。今回のように一般競争入札をしているが、もし不落になった場合には、随意契約先等を検討して契約を結んでいくことを考えている。

意見・質問	回答
番号2 多気浄水場2系2号送水ポンプ分解点検工事[南勢水道事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> ・今回送水ポンプということで、1者入札の理由として「同種のポンプ設備を扱う業者であれば施工は可能」とのことだが、今回の送水ポンプは設置業者でなくても整備できるという認識か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同型のポンプであれば技術的には可能と考えている。ただしメーカー毎に得手不得手があるので、他の業者が参入することが厳しい面があると思うが、分解自体は可能である。
<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場に比べれば参入障壁は低いのか。それとも同じぐらいのイメージか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当方では分かりかねるが、機械器具設置工事で、送水ポンプの場合は決まったメーカーのポンプを分解するものなので、参入障壁としては低くはないと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・最初のポンプの設置時に汎用性の高いものを採用すれば、その後も多数の業者が参入できるのか、それとも設置してしまうとその設置業者でないと、整備についてもその業者以外が参入できないことはないが、その業者が受注することになるのか、どちらか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置条件や必要とする性能等から一点物としてつくる。よって、汎用性が高いかと言われると、そうではないと考える。そのポンプを設置すると、部品は製造メーカーから調達する必要があるので、その点で他の業者が参入し難い部分はあると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の回答より、どうしても1者入札になる傾向か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近ほぼ1者入札となる傾向である。
<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の中で遠隔操作ができる施設がいくつかあり、遠隔操作をしていくことで効率化を図っていくとのことだが、この遠隔操作ができる浄水場は今後増えていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業庁において遠隔化はすべて完了している。
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加可能業者数が140者ほどある中で過年度ではどの程度業者が入札に参加しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業庁のポンプ分解点検に限るが、過去5年間で29件ほど発注しており、入札に2者入っている場合もある。
番号3 松阪高等学校 擁壁災害復旧ほか工事[松阪建設事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により擁壁が壊れたのは去年か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れたのは昨年9月の台風10号のときである。
<ul style="list-style-type: none"> ・この工事が完了したのはいつか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ完了していない。現在は東側のブロック積を施工している最中である。河川側の工事にはまだ入っていない状態である。
<ul style="list-style-type: none"> ・最終的にはいつ復旧するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末までに完了する予定である。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により擁壁以外にフェンスも崩れたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスも崩れたため、ブロック積の上に復旧する。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害により仮工事をしていると思うが、完全に修復せず仮工事とした理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当時松阪高校において、教育委員会発注の別の工事を施工中で、その工事業者に対し学校の方から仮復旧工事を依頼した。一般的に道路や河川の災害の場合、災害査定という国の査定を受けて復旧事業を行うが、査定を受けるまでに本復旧をするのではなく、まずは応急仮工事等を行うという一般的な手法を県教育委員会はとったと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・石積みは松阪高校の敷地内か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石積みは松阪高校の敷地内となる。

意見・質問	回答
<p>・指名業者の設定のところ、地理的条件として過年度の入札も同様だが、旧松阪市を条件につけているが、これは建設事務所の管内が旧松阪市ということなのか。</p>	<p>・そうではない。一般の公共工事を発注する場合には、旧松阪市と三雲町、嬉野町、飯高町、飯南町をエリアで分け、近隣の業者を指名する。今回は旧松阪市のエリアとしている。さらに今回は松阪高校の近隣の業者を結果的に指名した。飯高町、飯南町等遠方の業者の場合、何か発生した場合の対応が遅くなるので近隣の業者を指名した。</p>
<p>・入札金額が予定価格超過となった業者がいるが、このような間違いは時折発生するのか。</p>	<p>・時折発生する。</p>
<p>・入札金額が予定価格超過となったのは、入札金額を入力する画面が分かりにくいのか。それとも単純な間違いなのか。</p>	<p>・単純な間違いである。税抜き金額で入力することは公共の入札において入札者に広く認識されていることである。</p>
<p>・新規の参入業者は金額の入力を間違える傾向にあるのか。</p>	<p>・そうではないと考えている。</p>
<p>・入札金額が予定価格から最低制限価格の範囲内ながら入札が無効になった業者の理由は何か。</p>	<p>・入札者には入札金額の根拠を工事費内訳書で提出してもらう。その内訳書に記載された合計金額は入札金額と一致したが、内訳の数字を合計していくと入札金額と一致しないという間違いであった。</p>
<p>・内訳が間違っていた場合に、間違っているものが提出された時点で当該業者の入札は無効となるのか。修正の機会はないのか。</p>	<p>・提出した時点で無効とすると要綱で定めている。</p>
<p>・今回の河川は河川改修の予定はあるのか。</p>	<p>・現在予定はない。</p>
<p>番号4 県営住宅サンシャイン千里 昇降機改修工事[住宅政策課]</p>	
<p>・今回の改修工事で既存不適格は解消されることだが、これとは別に三重県にはユニバーサルデザイン条例があると思うが、今回鏡や手すりをつけるということで、ユニバーサルデザイン条例にも適合するような内容になったのか。</p>	<p>・今回の建物はユニバーサル条例の適用を受けないものであると認識している。</p>
<p>・県の工事価格は4200万円弱であったが、実際業者が提示した見積額が3600万円程度で、落札率が約86%となっているが、工事価格よりも金額が低くなった理由は何か。</p>	<p>・予定価格については業者からの見積書をもとに設定するが、その後業者において施工の効率化を検討し、費用の圧縮を検討したと聞いており、結果的に落札率が低くなった。その費用の圧縮だが、例えば1台ずつ異なる時期に改修するのではなく、2台をまとめて同時に改修することで、部品の製作や運搬、あるいは現場作業費等について重複する内容を削減するなどして費用圧縮を行ったと聞いている。</p>

意見・質問	回答
<p>・既存の昇降機の主要な構造物を残すということで、エレベーターの一般的な耐久年数を過ぎている状態で既存のものを残すというのは不安を感じるが、全体を取り替えるのではなく構造物を残すこととした理由は何か。どのような検討をしたのか教えて欲しい。</p>	<p>・今回の受注者には日々の点検業務も依頼しており、その中で主要な構造物について劣化はしていないということで、引き続き使い続けることができると聞いている。製造業者によると、エレベーターの耐用年数は今回改修する巻き上げ機、あるいは制御盤等を主眼に設定しており、今回改修しないかご、レール等は点検で有害な損傷がなければ耐用年数を大幅に超えて使用が可能であると聞いている。県としては費用の抑制と長く使用するという観点から、今回全面的な取り替えではなく、一部を残しつつ改修を行うという判断をした。</p>
<p>審議案件全体について</p>	
<p>・1者入札の状況は、すぐに変えられるものではないが、検討事項としてはかなり深い問題である。そのため、1者入札となることが見込まれる案件について、入札参加者が増えるような条件や制度等を検討して欲しい。また、重要な設備等の工事であれば随意契約とすることも検討して欲しい。</p>	<p>・1者入札が見込まれる工事を随意契約とする線引きだが、随意契約については競争性の観点より極力一般競争入札とすべきと監査の方から指摘されている。先ほど議論があったが、やはり幾ら事前の調査の中で応募できる企業が100者や200者いても、現実として1者しか来ないような状況になっているのであれば、それがどのような要因なのかをもう少し詰める必要があり、さらにその要因は地方自治法に基づく随意契約の理由に当たるのかどうかを慎重に判断しなければならないと考えている。早々に判断しづらいところではあるが、課題としてしっかり認識し対応していきたい。</p>
<p>その他</p>	
<p>・次回、令和7年度第3回三重県入札等監視委員会の開催は以下とする。 令和7年11月26日(水曜日)14時00分から16時00分まで</p>	